

行政書士 しおか

- ・行政書士法一部改正
- ・富士山ナンバー導入



「帰郷の冬支度」 佐野 知（富士宮支部） 第12回写真コンクール応募作品より



静岡県行政書士会

聴聞・弁明の機会の付与手続代理業務 ガイドライン作成にあたって

静岡県行政書士会副会長 中山 富美雄

行政手続法における聴聞・弁明につき、行政書士法の中に、業務として明確化することの要望を、改正項目として取り上げてから数年が経過し、漸く本年1月17日第168回国会において、行政書士法の一部を改正する法律が全会一致で可決成立し、7月1日から改正された行政書士法が施行されました。これにより他士業では既に特定分野ごとの高い専門性から、一定の範囲で代理が許容されておりますが、行政書士も「聴聞・弁明」の部分で並列となることができました。

行政書士法が議員立法であるがために、国会では全会一致での可決が必要であり、そのためには各政党のみならず、隣接士業の理解を得ることも必要あります。私も前執行部の一員として活動し、成立までには至りませんでしたが、引き継いだ新執行部の方々がご苦労されながら士業間の理解を得、法案を成立させることができ安堵いたしました。

行政書士業務は他士業とは違い、業務の範囲も広いため業務分野を特定する事は出来ず長い間代理は許容できませんでしたが、許容されたことにより、行政書士が、行政に関する手続きの円滑な実施及び国民の利便向上の要請に、的確に対応することが可能となりました。

しかしながら残念なことに、行政手続法は行政書士試験の試験科目でありますが、これまで行政書士会として十分な研修の機会や実践の試みも不足しておりました。

「聴聞・弁明」に関する実態調査結果では、申請された実績のある行政書士は全国で17件の回答でしたが、その内6件は反論もしておりませんでした。しかし、法改正を機会に、ともすれば「聴聞・弁明」の解釈が拡大された解釈となり、独り歩きすることにより、思わぬ方向にいってしまう事態も考えられます。実務者として適切な法解釈と実務知識を身につけ、立法趣旨が活かされ、行政の公平性と透明性を確保する意味でも、研鑽に努めることが肝要かと思います。

行政手続オンライン化法第9条で規定する地方公共団体の条例等の制定措置は、市町村段階ではまだまだ進んでいないところも多く、実務者である私達行政書士が実態をよく見極めたうえでの改善提言を行い、市

町村の電子申請システムの構築に関しても協力しながら、国民の利便に資するよう努めていくことも大切です。行政の民間委託が多用化しておる中、行政手続法の適用に疑義を持たせる取扱の報告もあり、法解釈と実務知識を身につけ、各会員の積極的な活動が必要です。ガイドラインを作成しましたので、積極的活用をお願い致します。このガイドラインは日本行政書士会連合会ホームページよりダウンロードが可能です。



ガイドラインより抜粋

－改正行政書士法第1条の3第一号の解釈－

平成20年1月17日、第168回国会において行政書士法の一部を改正する法律が可決成立了（1.の通り）。この行政書士法の改正には、行政書士の業務にかかる同法第1条の3第一号の改正が含まれており、その改正の理由として「行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への適確な対応を図るため、行政書士制度について、他人の依頼を受け報酬を得て、行政書士が作成することができる書類に関する聴聞又は弁明の機会の付与等の手続に係る行為のうち弁護士法第72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除くものについて代理することを行政書士の業務として規定する」とのことが挙げられております（資料1参照）。

かかる行政書士法の改正に対応すべく、日本行政書士会連合会において行政手続法研究会（以下「研究会」といいます）を全三回にわたり開催しました。この研究会において、学識者との質疑を行い、委員の議論を重ねた結果として、現時点における以下の改正条文に対する解釈を導き出しました。

本稿並びに別記「聴聞・弁明の機会の付与手続での代理人に関するQ&A」でとり上げた質問と回答及び注意事項を参考として、行政書士法に対する正確な理解に結びつく議論が活発となるよう期待します。

1. 行政書士法第1条の3第一号の改正

はじめに、改正された行政書士法第1条の3第一号の条文を確認しておきます。この条文は改正前の法第1条の3第一号「前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること」に下線部分を追加する改正を行いました。

「前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。）に関する行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署にに対する行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。」（資料1参照）

2. 改正条文の解釈について

ここで改正条文の解釈を行うに当たって、立法趣旨を参考とする合目的的解釈及び条項の文理解釈に加え、行政書士法が議員立法の為、今回の改正について審議された委員会での質疑などを参照しております。それらを縷々検討した結果として、本ガイドラインでは以下のような解釈を行いましたので、今後の実務の参考として下さい。

①聴聞・弁明の機会の付与手続における意見陳述権

本改正により、従前より規定されていた官公署への提出手続の代理権に加えて、許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう）の不利益処分に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続において意見陳述を名あて人や参加人に代理して行うことが業務としてできることが明確になりました。

行政手続法第2条第三号に規定する許認可等とは「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分」と定義されており、それを求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものを「申請」といいます（資料2参照）。この許認可等に関する不利益処分が行われる場合、当

該処分の前提となる「事実」を確認する為に行われる事前手続である聴聞等が行なわれることになり、その名あて人等に代わり、業務として、委任を受けた行政書士が代理人として聴聞等において意見を述べることが明確にできることとなりました。

「聴聞」とは、不利益処分を前提に、名あて人と行政庁とが当該処分の原因となる事実を確認する手続であり、口頭による意見陳述・質問等の機会の「場」を設けて、行政庁は「公正」な手続きで不利益処分の根拠となる事実を確認することになります。その手続を経て、不利益処分の要件やその処分の可否の判断をすることになります。また、原則として、書面による意見陳述によって事実確認を行う機会を名あて人に与える手続を「弁明の機会の付与」といいます。両者がどのような条件において行われるかは行政手続法第13条第1項の規定によります（資料2参照）。

かかる意見陳述の業務を行うに際しましては、聴聞・弁明の機会の付与及び代理人等に関する行政手続法の諸規定を熟知しておく必要があり、かつ、それを実践する能力を有さなければなりません。行政庁が定める聴聞規則や許認可等の処分基準等に対しても同様のことが要求されます。

②「受理」について

改正条文上の「受理」について、研究会では十分な理解を得るまでに至りませんでした。何故なら、行政手続法（第7条及び第37条）では、講学上の準法律行為的行政行為に分類されている「受理」の概念を採用していないと解されているからであります（行政手続法の適用を受けない個別法においては、未だ講学上の「受理」の概念は存するとの見解もあります）。例えば、名称は「届出」であっても、実質的には行政手続法における「申請」に該当するものも存する（例えば、戸籍法における「婚姻届」等）ことから、改正条文の「受理」とは、かかる実質「申請」である届出に対する受理又は不受理処分を想定しているのではとの検討を試みましたが、その場合の届出の対象は「許認可等」に含まれると認識するのが至当であり、ここでいう「受理」とは法的性格を異にするのではとの結論に至りました。

同様の見解として『そこで、ここに「書類の受理」と書かれた場面は、前述した「届出」代理のほかは、申請「受理」処分として、申請の書類の形式審査の

みで受理・不受理の処分決定をするしくみの場合を指すものと読むことになる（7条にいう「形式上の要件」審査、住基法上の転出入届受理や住民票記載消除がその例と解される）。ただし、こうした申請受理処分はがんらい書類形式審査による「許認可等」の一種にほかならないのである。』（兼子仁著『新3版行政書士法コンメンタール』北樹出版〔2008年〕42頁）も有りますので紹介しておきます。

③「その他の意見陳述」について

「その他の意見陳述」とは、行政手続法の適用を受けない個別法が規定する意見陳述の手続における意見陳述のことを指し、それらは行政手続法が規定する聴聞又は弁明の機会の付与という手続に扱らないことから、改正条文では「その他の意見陳述」と規定しています。

例として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第5条「意見聴取」、電波法第86条「審理」などを挙げることができます。改正条文上では、それらの総称として「その他の意見陳述」という文言を用いています。

行政書士法では改正条文において「その他の意見陳述」手続をも適用範囲として確認することにより、行政手続法の適用除外とされた個別法に基き不利益処分が為される際に行われる聴聞・弁明の機会の付与に類する手続での意見陳述についても代理人として行うことができるよう業務範囲を明確にしたものと捉えております。

なお「その他の意見陳述」について、行政機関のする検査や行政調査に対する意見陳述代理権を含む等の多様な意見陳述の機会を与えたものとして行政書士法の解釈を敷衍する見解も存しますが、研究会では、有識者の意見を踏まえ、改正条文の文理解釈上、また、改正理由である国民の不利益処分に対する防禦権について代理人という立場において寄与すべしとの立法趣旨を鑑みての合目的的解釈からも、不利益処分を前提とする強制調査はともかく、任意の行政調査としての定期監査又は対象を特定しない調査等における意見陳述代理権のようなものは、今回の改正条文の適用範囲を超えるとの結論に至りました。

3. 弁護士法第72条との関係

改正条文中のカッコ書「(弁護士法(昭和二十四年

法律第二百五号)第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く)」の部分は、聴聞等手続における行政書士の代理人としての行為に制限を設けたものと理解できます。

立法過程における参議院総務委員会での質疑記録（該当部分を後掲）では「今般の改正は紛争性がない、すなわち法律上の権利義務について争いや疑義が具体的に顕在化していない範囲において、聴聞又は弁明の機会の付与等の手続に係る行為について代理することを行政書士の先生方が非独占業務として弁護士法第七十二条に抵触しない範囲で行うことができる旨を規定するもので、具体的には、依頼者である不利益処分の名あて人が不利益処分について争わないこととしている場合など紛争性のない聴聞等において行政書士が代理人として業務を行なうことができるものであって、行政機関等との対立関係を前提とするものではございません。」との答弁もあります。

研究会では、立法趣旨を鑑みた合目的的解釈から、代理人としての行政書士に対して期待されている役割は行政手続法第15条第1項第二号の事実認定（存否等を含む）に関する意見陳述を行うことにあるとの結論から、次のような理解に至りました。

すなわち、行政書士法第1条の3第一号の改正によって、行政書士は、不利益処分を行おうとする行政庁が行う聴聞等手続において、その処分の名あて人により作成された代理資格の証明書類を聴聞等の主宰者に提出することをもって、行政手続法第15条第1項第二号等が規定するような行政庁が行う不利益処分の根拠となる事実の存否並びにその内容の確認に関する意見陳述を代理人として行い、主宰者の適正な判断に寄与することを業務として行なうことができる旨を確認したものと理解することとしました。

かかる理解に基くと、聴聞等の手続において適用法令の解釈を争うとすれば、それは改正条文のカッコ書きにある弁護士法第72条が規定する「法律事件に関する法律事務」に抵触する可能性を否定できず、行政書士である代理人は一定の制約を受けることになり得るとして認識するべきことになります。つまり、研究会では改正条文の解釈として、名あて人が最初から不利益処分の根拠となる法令の解釈に踏み込んで争う意思を有している場合又は事実確認を越えて根拠法令に対する疑義を正す意思を有している場合などの事件での聴聞等の手続では、行政書士がその業務として、かかる意見陳述を行う代理人となり得ないとの結論に至ります。

ました。

かかる聴聞等への対応としては、補佐人として又は弁護士との連携等による手続参加をお勧めします（「聴聞・弁明の機会の付与手続きでの注意事項等1」を参考にして下さい）。

<引用：参議院総務委員会の質疑>

○衆議院議員（今井宏君） 山下委員にお答えを申し上げます。

御指摘ございましたような見解があることは承知はしておりますけれども、弁護士法七十二条では、弁護士でない者が法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱う、このことを禁止する旨が規定されているところでございますけれども、御質問ございますように、この法律事件に関する法律事務に該当するのかどうかにつきましては、紛争性があるかどうか、すなわち法律上の権利義務について争いや疑義が具体的に顕在化しているかどうかで判断することとなるわけでござい

まして、その判断は可能であると、このように考えておる次第でございます。

○山下芳生君 法律事務のうち紛争のない法律事務については報酬を得て業として行っても弁護士法違反にならないという立場からの御提案だと思います。

そこで、不利益処分を前提とする聴聞や弁明にはそもそも元々紛争性があるのではないかという批判もございますが、これについて提案者はどうお考えでしょうか。

○衆議院議員（原口一博君） 山下委員にお答えいたします。

今委員が御指摘のような批判があるということも承知をしておりますが、不利益処分を前提とする聴聞や弁明が行われる場合であっても紛争性がない場合があると私たちは考えております。例えば、依頼者である不利益処分の名あて人が不利益処分について争わないということをしている場合などがこの場合に当たるというふうに考えております。

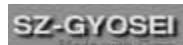
静岡県行政書士会ホームページ
<http://www.sz-gyosei.jp/>

今後、行政書士会に関する業務情報は、ホームページに集約されます。
最新情報の取得には、1日1回「県行政書士会 HP」をクリック!!

- ※ 「会員専用コーナー」にて、最新情報が取得できます。
- ※ 会員向けにホームページ更新をお知らせする「本会メール通信」を配信中
…配信希望者は、本会事務局へ

E-mail shizuka@sz-gyosei.jp

当会ホームページは、リンクフリーです。右のバナーをご用意しております。



富士山ナンバー導入に伴う 啓発及びイベントについて

土木農地運輸環境部 運輸環境委員会

県東部4市2町の富士山ナンバー交付が11月4日より始まります。

土木農地運輸環境部では富士山ナンバー導入に伴う啓発及びイベントを下記の日程で協力し盛り上げて参ります。

☆9月末から10月中旬にかけて、事前PRを行う。

- ・足柄SA及び富士川SA等において、事前PRを行う（4市2町の協議会で対応する）
- ・FSWで行われるF1において、事前PRを行う。（協議会で対応する）
- ・各市町のイベントにおいて、事前PRを行う。（各市町の対応とする）



☆10月初旬に各市町の広報誌を通じて、出張交換イベントの告知及び募集を行う。

なお、この際、ナンバー変更の手続きについても告知する。

☆出発式

日 時 平成20年11月4日(火) 14時から14時30分まで（予定）

※13時から協議会の解散総会を予定

場 所 御殿場市交流センター駐車場

内 容 各市町の首長車（6台）と警察・消防・救急・バスの4台により、富士山ナンバー導入記念イベント及び出発式を行う。（行政書士会参加）

- ①首長車・警察・消防・救急・バスについては、会場内で、行政書士会により交換を行う。（陸運・行政書士会と調整が必要）
- ②記念イベントは関係者による、くす球割（？）とする。
- ③記念イベント終了後、各車両が会場内を回り、会場外（各市町等）へ帰庁する。

☆出張交換

予定日	市町名	開催予定場所	開催予定時間及び内容
11／5(水)	富士市	市役所	対応可能な時間で設定
			ナンバー交換のイヴェント
11／6(木)	御殿場市 小山町	富士スピードウェイ	10：00～15：00
			普150台、軽100台
11／8(土)	裾野市	市民文化センター	10：00～15：00（11：00～14：30）
			150台・地場産品の抽選等
11／15(土)	芝川町	くれいどる芝楽	10：00～13：00
			文化祭の会場で開催
11／16(日)	御殿場市 小山町	市役所	10：00～15：00
			普150台、軽100台
11／24(月)	富士宮市	市役所	9：00～15：00（9：30～15：00）
			式典・記念品、啓発品などの配布等

〈注〉協議会→富士山ナンバー創設促進協議会（御殿場市、裾野市、富士市、富士宮市、小山町、芝川町）

富士山ナンバー11月4日から

富士山ナンバー導入における富士支部の対応

富士支部運輸交通部会

本年11月4日、いよいよ富士山ナンバーが導入されます。富士支部でも導入の1年前、昨年11月より運輸交通部会を中心に導入に向けての準備を進めてまいりました。

伊豆ナンバー導入から2年が経過しますが、官公庁・一般市民に向けて、申請業務を遂行する行政書士をアピールする絶好の機会となりました。今回、富士山ナンバーの導入に際しても、万全を期し支部の他部会と連携し、併せて他土業（富士支部では、友好5業団体正副支部長会議を年1回開催しております。）の協力を得て、富士山ナンバー導入に関する相談を含め、総合的な無料相談会等が開催され、行政書士としてアピール出来ればと考えております。

それでは、現在富士支部が取り組んでいる富士山ナンバー導入についての、進捗状況を説明いたします。

導入日は、11月4日からですが、希望番号の受付がインターネットでは10月13日から、窓口では10月14日から事前受付が開始されます。これは、人気の有る抽選番号、たとえば、「1」「7」「777」「888」「7777」「8888」など計13通りが、1週間毎の抽選により決定される為、事前に受付・抽選されるからです。この事は、一般市民には、今だ周知されていない様に思いますので、富士支部では、市役所で毎年開催される10月1日の「法の日無料相談会」に併せて新聞広告「富士ニュース」への掲載を企画し、広く市民に周知する活動を計画中です。

さて、富士山ナンバーの導入は、御承知の通り、山梨県と静岡県に跨って行われる制度ですが、静岡県6市町のイベント開催について現在判明している範囲でお伝え致します。

11月4日…御殿場市に於いて富士山ナンバー出発式
11月5日…富士市

11月6日…御殿場市・小山町

11月8日…裾野市

11月15日…芝川町

11月16日…御殿場市・小山町（2回目）

11月24日…富士宮市

以上の様に富士山ナンバー交換記念イベントが開催され、各市様々な企画（記念品の配布・地場産品の抽選会等）を用意している様です。

上記日程の中で、11月4日に開催される「富士山ナンバー創設促進協議会」主催の出発式に際しては、当富士支部のT会員に、協議会からの依頼が有り、8月下旬に御殿場市役所を訪問。担当者より当日の参加協力の要請と依頼を受け、翌日、静岡運輸支局沼津自動車検査登録事務所に出向き、事務所長・主席登録官を訪問し打合せ、その後も数回に渡って訪問・打合せを行っているそうです。また、そのすべてを無報酬とし、希望番号取得申請及び番号変更申請等の参加協力をするそうです。

当日は、6市町の公用車（首長専用車）6台、消防車、救急車、パトカー、公共交通機関車両（富士急行のバス）各1台の合計10台を午前中に登録し、午後からの富士山ナンバー出発式に間に合わせる段取りを組んでいるそうです。

また、登録車以外にも原動機付自転車などに、富士山型ナンバープレートを導入するそうです。御承知の通り、原動機付自転車、小型特種自動車等は、各市町名が入っており、各市町村に納税を行い課税標識としてナンバーの交付を受けるのですが、そこで富士山ナンバー創設促進協議会に加盟する4市2町がナンバー上部に富士山を模った同一のデザインを採用することに決定しているそうです。併せて、同協議会の話だと、このデザインを登録車にも広げれば、富士山ナンバーをよりいっそうアピール出来るのでは？との事でした。登録車のナンバーは国交省の管轄になると思われますが、デザインまでの規定は無く、色と大きさと取り付けビスの穴の位置のみが規定されているようです。つまり、登録車についても、大きさを変えなければ導入可能ではないか？との見解をもって今後の導入を目指しているようです。当然の事ながら、今まで交付されている、ご当地ナンバーを含む105箇所（富士山ナンバーは106番目のナンバーです。）のナンバーは、普通のデザインであり、もし、富士山を模ったナンバーが導入されると、目を引くのは当然の事では無いでしょうか？

翌日の5日は、富士市役所に於いて富士山ナンバー交換イベントが開催されます。このイベントに行政書士会富士支部がどのように参加協力出来るかと言う事を当支部理事会でも話し合って来ました。まず第一

に市役所担当課への協力の意思表示、次に一般市民からのナンバー変更希望者に記入して頂く申請書の記載事項について記入事項が多い為、記入漏れや誤記入を防ぐ為、関係省庁への簡略化の要望提出、イベント当日の会場レイアウト等の提案をいたしました。

市役所担当課は、創設促進協議会からの情報提供があるので何分にも慣れない仕事（どの様に申請するのか？必要書類は、何がいるのか????）で、当支部からの申し出を歓迎して頂いたと受け止めました。

現在判明しているイベント内容は、一般市民を対象に事前に受付をし、イベント当日会場にて番号変更を行うのですが、受付を行うにも、どれだけの希望者が殺到するかなども想像出来ない様です。伊豆ナンバー時の伊東市の場合、受付開始1時間で、予定数に達してしまい、受付をしていた市役所ロビーが一時騒然となる事が起こったそうです。その為、御殿場市では、事前に往復はがきで申し込みを受け付け、予定数を超えた場合は、抽選し当選者のみ後日受付を行うようです。非常に画期的な方法なので各市でもこの方法を取るのではないかと思われます。当然、富士市に対しても、具体的な最善の方法を協議して行く積りです。

しかし、協議会での申し合わせの中で、以下の通り申請の条件も設けられているようです。

- ①車検証上の所有者と使用者が同一であること。
- ②自家用乗用車であること。軽自動車は貨物車も可。

③住所・氏名に変更が無く、かつ住民票と同一であること。

④元のナンバーを紛失していないこと。

⑤希望番号は受け付けない。

などです。

それでは、上記に満たない一般市民ならびに事業者はどのようにしたら富士山ナンバーに変更できるのでしょうか？

そこで、行政書士がアドバイザーになります。

富士支部では、10月4日にラ・ホール富士にて自動車の番号変更申請の対応について運輸交通部会の講習会を開催します。

各会員の知識の向上と相談者への適切なアドバイス・回答が出来ることを目的にしています。併せて、講習会開催時に11月5日のイベント及び、富士市の公用車（約220台）の富士山ナンバーへの切り替えに参加協力頂ける会員を募り、市役所及び一般市民の要望に充分対応出来る体制を整えたいと考えております。

まだまだ、打合せを重ね、イベント当日を迎えるにあればなりませんが、行政書士を市役所・市民に広くアピールする絶好の機会と捉え、市役所担当課と調整したいと思います。

このことにより、運輸交通に関わる支部会員、又それ以外の会員の増収に結びつけば幸いと考えています。

富士山ナンバー交付までの流れ

区分	登録内容 等	9月	10月	11月	12月
沼津ナンバー	新車登録及び管轄変更登録 (現在付いている沼津ナンバーは使用可)		31日	4日	
静岡ナンバー (富士川町分)	11月1日富士市と合併		31日	4市1町では交付されません。	
富士山ナンバー (富士川町を含む)	新車登録・管轄変更登録 及び番号変更登録			4日	

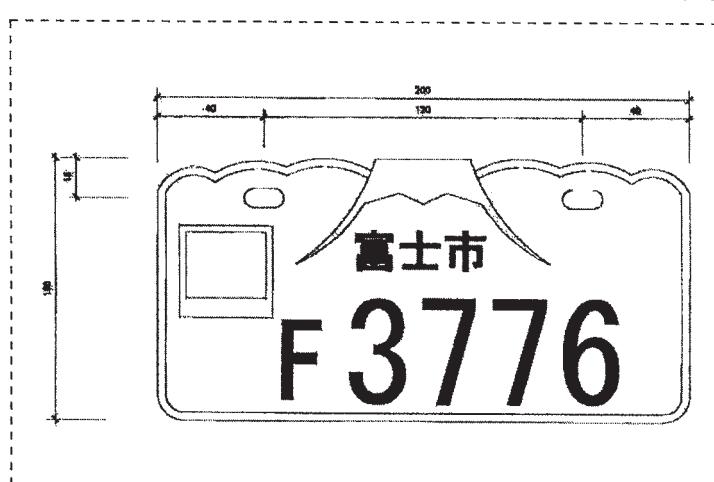
希望番号交付までの流れ

区分	申し込み方法	9月	10月	11月	12月
沼津ナンバー	窓口にて申込み		28日 31日 申込終了 交付終了	4日	
静岡ナンバー (富士川町分)	窓口にて申込み		28日 31日 申込終了 交付終了	4市1町では交付されません。	
沼津・静岡共通	インターネットによる申込み	14日 申込終了			
富士山ナンバー (富士川町を含む)	窓口にて申込み インターネットによる申込み		14日	4日 通常の申込・交付	
			13日		

※希望番号の有効期間 通常は1ヶ月ですが、沼津・静岡分は10月30日までとなります。

2008年（平成20年）8月24日（日曜日）

富士ニュース



富士山型ナンバーも

原付や小型特殊用 四市二町で「デザイン統一」

富士市は十一月四日の富士山ナンバーの導入に合わせ、原動機付自転車などに「富士山型ナンバープレート」を導入する。富士山ナンバー創設促進協議会に加盟する四市二町（御殿場市、富士宮市、富士市、裾野市、小山町、芝川町）において同一デザインを採用することになっており、他地域で注目されそうだ。

富士山型のナンバー プレートは横二〇七、縦一〇七。中央上部には山頂に雪を抱いた富士山がデザインされている。写真。デザインは御殿場市が市民から公募したという。交付対象車種は「富士市」ナンバーの全車種で、原動機付自転車

の五〇cc以下（白）、九〇cc以下（黄色）、一二五cc以下（桃色）、ミニカー（水色）、小型特殊自動車の農耕用（緑）と特殊作業用となるとしている。

ことし四月一日現在

11月4日に交付開始へ

担当部署会議「富士山型ナンバー導入に伴う事務連絡会」（事務局・御殿場市）が発足し、富士市では、富士山ナンバーと合わせて導入することで、地域振興や郷土愛などの観点から一層の効果が高まるとして賛同した。

七月には四市二町の改正に取り組む。

の課税台数による市の対象車両数は一万八千八百四十五台（原動車五百二十六台）。四市二町では四万五千八百八十三台（原動機付自転車三万八千五百五十台、小型特殊自動車七千三百三十三台）となっている。

ことし五月、富士山ナンバー創設協において、御殿場市より他の三市二町に原動機付自転車などへの「富士山型ナンバー」導入が提案された。



御殿場市役所掲示物

ご当地ナンバー、花盛り！

富士支部 高本 良一

皆さん、「仙台」「つくば」「柏」「鈴鹿」「倉敷」と聞いて何を思い浮かべますか？ Jリーグのサッカーチーム????

この他に「那須」「会津」「伊豆」……。そうです。今、話題のご当地ナンバーなんです。

小生の住む、富士市も11月4日に「富士山」ナンバーが導入されます。でも、その前の11月1日に富士川町との合併が有り、現在の「沼津ナンバー」に富士川町の「静岡ナンバー」が加わり、4日からは、新たに「富士山ナンバー」が交付されます。ひとつの市に異なる3つのナンバーが存在するという、全国でも珍しい（もしかしたら初？）富士市が誕生するのです。

富士山ナンバーの導入により、全国では元々あった87のナンバーに、富士山ナンバーを含む19のご当地ナンバーが加わり、今や人間の煩惱の数に近づく？106のナンバーが有るんです。運輸交通のみに携わる小生にとっても、そこまで有るの？とビックリの数です。

ご当地ナンバー誕生については、2004年11月それまでの国土交通省の懇談会審議、省内案の公表とパブリックコメントの結果を踏まえ、地域振興・観光振興の観点から自動車検査登録事務所（いわゆる車検場）の新設の有無にかかわらず、地域名表示を認めた、いわゆる「ご当地ナンバー」の誕生となったのです。

当然、対象となり得る地域の規準も以下のように発表されました。

- ①原則として単独の市町村ではなく複数の市町村の集合である事。
- ②当該地域において、登録されている自動車の数が、10万台を超えてる。
- ③地域名も行政区や旧国名などの地理的名称である事。
- ④見やすく、覚えやすいもの。などなど…。

この条件のもと、全国で申請が相次ぎ、2006年10月に18のご当地ナンバーが誕生したのです。この時は、残念ながら、静岡県と山梨県が提出した「富士山ナンバー」は、二つの運輸局（関東と中部）に跨るとの理由から見送られました。

ご当地ナンバー導入のきっかけは、2002年の静岡県による「伊豆ナンバー」構想だと言われておりますが、小生の私見からすると、1992年に誕生した「湘南ナンバー」ではないでしょうか？

海沿いの湘南地域の有志が、湘南ナンバーを自分で作って（当然公道は走れません。）テレビに出演し、「湘南ナンバー」をアピールしたのです。この地域は元々「相模ナンバー」でしたが、登録台数の増加から「相模ナンバー」が飽和状態になり、新たに平塚に新しい車検場が作られたのです。国土交通省の慣例からすると、当然ながら「平塚ナンバー」なのですが、地域の強い要望か？はたまた何らかの目に見えない力が働いたのか？半ば強引に「湘南ナンバー」が誕生したのです。元々、若者に人気の有った湘南という名前が、ブランド化し世の中に出回ったのです。当時、静岡県のサーファーらしき、ロン毛の兄ちゃんが自分の車に「湘南ナンバー」を付けるには、どうしたら良いですか？との問い合わせがきました。答えは簡単、「平塚あたりに引っ越ししなさい。」(^_^)

湘南と言えば海沿いの地域が想像されますが、管轄地域が神奈川県西部ですから、小田原の山の中に有る小生の親族も湘南ナンバーというのも面白いです。

これも小生の私見です。大阪市住之江区にある「なにわナンバー」

ご当地なんばーではない、元々あるナンバーで、湘南同様に、強い力が加わったのか選りによって平仮名で「なにわ」ですよ？東京で言ったら「えど」、静岡なら「すんぶ」です。「すんぶ」ならともかく、「えどナンバー」なんて付けたく無いですよね。（*^_^-）

さすが大阪人？おもろいことしてくれまっせ!!

さて、ご当地ナンバーに話を戻しますが、2年前の「伊豆ナンバー」の際には、当時の「行政書士しづおか」でも紹介されました。現鈴木市代副会長の活躍は、頭の下がる思いでした。

今回も鈴木副会長を初め、運輸環境委員会のご指導の下、対象支部の懇談会の開催や市町村への取り組み対応を話し合い、各支部とも11月4日に向けて積極的に取り組んでいるようです。

小生の所属する富士支部でも、市役所に対して支部として行政書士をアピールし公用車の「富士山ナンバー」への切り替えの受注を受けられそうです。

小生もこのビジネスチャンスを逃すまいと孤軍奮闘の毎日を送っておりますが、「取らぬ狸の皮算用」と成らないよう頑張りま～す。

第19回全国女性行政書士交流会に参加して

中遠支部 大橋 信子

平成20年7月5日(土)～6日(日)に長野県下諏訪温泉において、第19回全国女性行政書士交流会が開催されました。平成2年に和歌山で開催されたのを皮切りに、各都道府県を巡回し今回は長野会が担当県となったようです。

同じ支部の方からお誘いを頂き参加申込みいたしましたが、初参加で内容がわからず少なからず不安でした。

諏訪市は地図で見ると鈴の形の丁度頭に位置し、静岡県からは左右どちらのコースを取っても真ん中です。結局「のんびりできる」ということで電車の旅に決まりました。

出発の朝7時、曇り空ですが暑いよりいいかと元気良く、豊田町駅から出発しました。掛川駅で他の2人と合流し此処から新幹線で静岡へ。静岡で特急「ワイドビューふじかわ1号」に乗り換え甲府まで。指定席なのでリラックスしてお喋りに花を咲かせつつ、車窓の景色も眺めながら目的地に向かいます。

甲府より歌で有名な特急「あずさ2号」ならぬ9号で一路上諏訪へ。八ヶ岳が見えます。11時30分、上諏訪駅到着。(天気はピーカンになっていました)

1番線ホーム脇には温泉「足湯」がありましたがそれを横目で見ながら改札口に。

改札口には黄色のジャンバーを着た地元支部の男性が道案内に待っていてくれました。大体の道順と名物「そばのおいしいお店」を紹介していただき、まずは腹ごしらえ。さすがに紹介して頂いただけあっておいしく、地元を感じました。

お腹が一杯になったところで気合を入れなおし、今日の会合場所へ向かいます。「どこだろ」「あれかな」「ここじゃない?」と話しながら10分程で到着です。

会場の「浜の湯ホテル」では法被姿の女性が受付をしています。私たちも急いで(集団心理で)受付を済ませ、荷物を控え室に置いて案内のチラシに目をとおします。これからどんなことが行なわれるのか興味津々です。

時間が来ました。心の中で深呼吸をして、会場に集合。開会の挨拶がはじまりました。

「2年前に長野での開催が決まってから着々と準備をしてきたこと、女性の会の目的は女性の視点から見

た行政書士業務について意見交換をし、全国の情報を地元に持ち帰り、所属会の活性化と発展に貢献すること、今後の業務にプラスになるように研鑽し楽しんでください。」

迎えて下さった長野会の皆さん意気込みと心意気及び女性交流会の目的がはっきり伝わってきました。

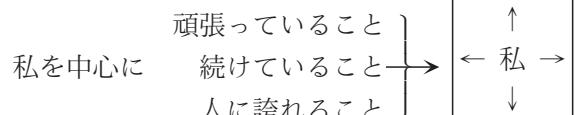
次に講演会が行なわれ臨床心理士・カウンセラーの「戸谷佳子先生」の「がんばっている私へ」の講演が始まりました。

先生のお話はがんばっている私、でもストレスは溜まっている。そんな時

1. 自分のストレスをチェックし、今何が自分にとってストレスになっているかを知ることがストレス対処の為の第一歩になる。
2. 自分を大切にすること。感情を大切にすること。
3. 現在の自分の様子をチェックしてみる。

①気分 ②意欲 ③思考・認知 ④身体症状
元気なときに、私を中心に関わりのあることを書き出し、自分自身の援助資源(宝物)にしておくと良い。

書き出し方は右の図のように私が



先生はとてもゆったりと心がくつろぐような話し方です。すぐにお話しに吸い込まれました。会員は隣り合わせで二人一組になって、現在の自分の事を相手に話し、それによってストレスが何かを気づき、今後どのようにしたらストレスを溜めないでうまく対処できるかを学びました。

講演終了後記念写真の撮影です。何しろ、今回は参加人数が過去最高の100名を数えましたので中々賑やかでした。一同が納まるまでに乗っているいすが重さでたわまないかとひやひやしたものです。(?)

この写真、5時すぎにチェックインした時には、すでにお部屋に配付されていました。綺麗に撮れていて一同安心。

その後分科会が行なわれました。テーマは「輝ける私に」

参加会員の主たる業務別にグループに分かれ、テー

マについて話し合いました。簡単な自己紹介の後に「輝ける私」について熱のこもった話しが展開されました。

今回の参加者は入会して間もない人もいれば、ベテランもいます。私のグループは入管・帰化を中心とした人の集まりです。それぞれの経験の中から仕事への悩み、取り組み、各県の対応の違い、今後の活動などを話し合いました。

成年後見制度でNPOを立ち上げた、自分の広報誌を作成している、女性でも、女性だから出来ること、毎日のメディアの中に今後の課題が含まれている、それを敏感に感じ取り組んでいく必要がある、などなど様々な発言がありました。

グループ懇話後それぞれのグループのまとめを発表しました。頷いたり感心したりしながら「輝ける私」を個々に感じ取った時間でした。

最後の締め括りに長野会の発表があり、成年後見サポートセンターを17年より立ち上げ、勉強会を重ね最軌道に乗ってきたと会の取り組みをお話されました。

夕方からは懇親会です。長野会のメンバーの「おもてなしの心」が随所に感じられる懇親会が待っていました。

長野会々長、諏訪市々長の挨拶に始まり、真田十勇士、日舞、歌、各参加単位会の発表等催しが次々と行なわれ、息つく間もなく楽しませていただきました。真田十勇士に関しては準備期間がなく「十有志」になつたと伺いましたが衣装、口上ともにすばらしかったです。

宴會も終盤戦に近づき次回の開催は「静岡会で…」



真田十勇士？

驚きましたが参加した静岡の会員は、第20回という節目を静岡県で開けることを幸運と考え、一致団結して開催しようと受け止めました。

宴会の後、温泉に浸る、長いような短いような心地よい疲れの中で一日が終わりました。

翌日は観光バスに乗って諏訪湖周辺の観光です。北澤美術館、諏訪大社を訪れ、蓼科ビーナスラインに乗り、昼食は女神湖の見える「ガーデンテラス」でちょっとリッチに洋食ランチを頂きました。(風景もそっちのけでナイフとフォークに悪戦苦闘したのは私だけでしょうか?)

その後山の上にあるお花畠、霧ヶ峰七島八島湿原を見学し、バスの中では諏訪支部会員が、見所及び民話などのガイドをしてくださいり、この日の予定を終了。

振り返りますと、1日目は真剣にお話を伺い、議論し、懇親会で親睦を深め、2日目は観光によって開催県についての見聞を広めました。

最初、初参加で不安を感じると書きましたが終わってみると充実感に変わっていました。同じ職業で結ばれつながる輪。世の中がグローバル化している時代です。性別に関係なく、私たち行政書士もこれから益々、縦にも横にもひろがった大きな輪の中で仕事をしていくので、この会の意義もそんなところにあるのではないかでしょうか。

第20回は静岡県での開催です。女性会員が一致団結してこの会を盛り上げていく体制が出来たらいいなあと思います。

帰りには心に大きな収穫と、お定まりの大きな荷物を抱え、ヨタヨタして帰路に着きました。



霧ヶ峰七島八島湿原

投稿

家康に嫌われた男

(静岡支部 佐藤吉男)

(一) 佐橋甚五郎翁の碑

水質の汚染で有名な佐鳴湖のそばの入野に、地元の人達に守られるようにして「佐橋甚五郎翁の碑」がある。そして、かすれた文字で木製の板に「浜松祭りの凧揚げのルーツは、佐橋甚五郎である」と書かれている。ところが、静岡市文化財課の渡辺氏の講演で朝鮮通信使の話があり、終了後に、

「佐橋甚五郎は、朝鮮通信使の中に混じっていましたか？」

という質問をしてみた。すると、

「あれは、森鷗外の創作で架空の人物ですよ。」
と言って、一笑に付されてしまった。さて、そこで浜松で佐橋甚五郎の顕彰碑を見たばかりの私は、そもそも不実在説に驚いてしまった。頭が混乱した私は、次のように整理してみた。

佐橋甚五郎に関して、まず実在説と不実在説があるということ。不実在説では議論にならないので、もし実在していたとしても、二つの逸話が架空だという説があるということ、である。二つの逸話とは、佐橋甚五郎の凧揚げルーツ説と朝鮮通信使の中にまぎれていったという説である。

(二) 佐橋甚五郎の出自

「寛政重修諸家譜」によると、佐橋家の先祖は佐野太郎基綱から出ている。五代目春綱が上野国船橋荘に住んでいたので、舟橋を名乗っていたが、その子吉綱以後、佐野と舟橋をあわせ佐橋と称するようになったと云う。佐橋家系図を見ると、甚五郎を名乗る人物は三人いる。問題の甚五郎は、吉実の子である。家譜には、

「岡崎三郎信康につかえ小姓をつとむ。後同僚の者の刀を奪いしこと露顕せしにより、甲府にのがれ去り武田勝頼に属し、其のち小山の陣中に忍び入り、甘利三郎次郎某を殺し、其両刀を奪い、再び帰り来り、つかえたてまつらん事をこう。しかれども甲府においての悪事あらわれ逐電した」

と書かれているが、朝鮮通信使となった話は出ていな

い。

「当代記」「松平記」では、「岡崎三郎信康に憎まれていて、甲州へ逃亡の後、成敗された」とも書かれている。「古老茶話」にいたっては、朝鮮通信使になってあらわれるも、そのまま朝鮮へ帰され、佐橋一族は今後、甚五郎という名をつけないようにとまで云われている。

明治期の「日本人名大辞典」によれば、
「功を以て帰参を願うと雖も、凶惡、人の知る所となり阿部正勝を遣して殺す所となる」と書かれています。いずれの本によっても、ともかく、たいへん評判が悪い人物像が浮かび上がって来るのだ。

(三) 凧揚げ祭りと佐橋甚五郎

入野の顕彰碑には、

「永禄年間、引間城主飯尾豊前守の長子義広の誕生を祝って入野の住人佐橋甚五郎が、城中に大凧を揚げた」と書かれている。そして、これが浜松の凧揚げ祭りのルーツになっていて、当たり前に信じている人も多い。浜松市史でも当然のように取り上げているからだ。

これを否定するのは、郷土史家の米田一夫氏や、元浜松中央図書館の職員だった小楠正和氏である。根拠となっている酒井近江守真邑の筆になる「浜松城記」は偽書であるというのだ。そもそも酒井真邑なる人物が不明。これを取り上げた鈴木肇氏はすでに故人で、「浜松城記」も現存しない。「浜松城記」は、書物というよりも原稿用紙三枚ほどのメモのようなものだそうである。鈴木肇氏が「土のいろ」に発表したもので、資料としては価値がないものとさえいわれている。それに「土のいろ」の主宰であった飯尾哲弥氏を飯尾豊前守の子孫としているのも、穿った見方をすれば、まことに眉唾物である。「平賀源内と相良凧」を書かれた川原崎次郎氏によれば、

「安易に浜松市史に『浜松城記』を登載して、その起原を飯尾豊前守と佐橋甚五郎に求めたのは、当時の編纂監修がずさんだったと思われる」

とはっきり言い切っている。

ご当地の歴史家の神谷昌志氏も、「浜松歴史発見」の中で、

「おそらく当時の編纂スタッフが凧に関する資料をさがしていたが、なかったため、偽文書の疑いが濃厚であるにもかかわらず、あえて参考の一字を付して掲載したものと思われる」

と、浜松市史編纂のスタッフの力不足を嘆いておられる。

そこで検証してみると、飯尾豊前守は永禄八年（1565年）に今川氏真に駿府で殺害されている。長子の祝いをするとすれば、それ以前でなければならない。佐橋甚五郎は永禄八年以前に凧を揚げていなければならない。永禄年間というだけでは、不確かである。信康の生誕は永禄二年（1559年）。甚五郎の父の吉実は、永禄六年戦死している。このとき吉実は二十五、六才。その子の甚五郎は十歳前後か。生まれは坂崎村。十歳で信康の小姓をしていたということは考えられる。しかし、信康の小姓の身分で飯尾豊前守の長子の祝いをするために凧揚げをしたとは、とても考えられない。

「浜松城記」の偽書説は、その後も小楠和正氏によって「検証・浜松凧揚げの起源と歴史」で細かく分析されており、静大の小和田教授によっても所見が出されていて、

「鈴木肇氏が自己の考える浜松凧揚げ由緒にあわせて浜松城記を偽造した可能性もある」としている。特に小和田教授は、「浜松城記」の文末に「酒井近江守真邑・筆記」とあって、そのあとに花押が書かれているのが、不自然であると云う。この種の覚書の場合、花押を書くことはないそうだ。また、「浜松城記」といながら、内容は浜松城の歴史ではなく、凧揚げの歴史がメインになっていて、そこに意図的な作行為がありそうだという。

そこで、小楠和正氏もいわれていて妥当なのは、浜松祭りのルーツは、民俗的な長子誕生祝いの「凧揚げ節句」にあるというものである。この点については、「凧揚げの信仰と初凧習俗」で、吉川裕子氏が「凧揚げの起源を永禄年間までさかのぼらせるのは困難である」と民俗学的な立場から述べている。私もこれが一番妥当な見解であると思う。ちなみに、藤枝には人形を長子の誕生祝いに贈るという習俗があり、これが「志太天神人形」発祥のルーツになっている。同様なことが凧揚げにあっても、何ら不思議ではないのである。

（四）朝鮮通信使と佐橋甚五郎

この逸話が描かれているのは、森鷗外の小説「佐橋甚五郎」である。その後に電話した浅野謙次郎氏によれば、徳富蘇峰が「日本国民史」の中世版で、秀吉の朝鮮出兵のあと「降倭」という朝鮮に残った日本人がいることに触れており、かの司馬遼太郎も「街道を行く」で、朝鮮に日本人の子孫がいることを書いているそうである。田んぼの苗が整然として植えられており、これはどうみても日本人の苗の植え方なのだそうだ。

果たして、徳川家康に見破られた喬僉知（きょうせんち）なる朝鮮通信使は、逐電した佐橋甚五郎だったのか？浅野謙次郎氏には悪いが、私はやはり森鷗外の「続武家閑話」による創作であると思う。第一回目の朝鮮通信使の僉知（せんち）は二名であって、三名ではない。それでも浅野氏は、加藤清正の鉄砲隊に召抱えられて、朝鮮に出兵し、沙也可隊の一員として活躍し「降倭」となって朝鮮に残ったのではないか、と言われる。しかし、沙也可という朝鮮に残った朝鮮出兵兵士がいるからといって、その中に佐橋甚五郎がいたと考えるのは早計である。

ところで、豊臣秀吉の朝鮮出兵では、朝鮮から連れて来られた陶工達のことばかりが語られがちであるが、秀吉の朝鮮出兵に反対した日本人もいたのである。朝鮮政府が投降する日本兵を優遇する政策をとったこともあり、一万人にのぼる日本兵が投降したといわれる。彼らのことを朝鮮では、「降倭」と呼ぶ。金忠善こと沙也可も、「降倭」の日本人であった。彼は加藤清正軍の左先鋒将であったが、朝鮮軍とは一度も戦うことなく、逆に朝鮮軍と連合して日本軍と戦ったといわれている。後に現地の娘と結婚し、友鹿洞（ウロットン）と呼ばれる「賜姓」の村に住み、七十二歳の生涯を終えたという。彼が朝鮮に残ったのは、もともと秀吉の反対勢力であったこと、秀吉に滅ぼされた鉄砲部隊であったこと、朝鮮の儒教文化に憧れたからとも言われているが、とにかくにも、沙也可は秀吉の朝鮮出兵に反旗を翻した、日本では忘れられた人物なのである。その沙也可が、日本を追わってきた佐橋甚五郎のような危険な人物を果たして簡単に受け入れたかは、はなはだ疑問といわなければならない。

（五）検証・佐橋甚五郎

実在説と思われる、増田実氏らの編集による「高天神城戦史」によれば、「九月に家康が長子信康の近臣としてつけた佐橋甚五

郎は、同僚を害して蟄居したが、言を巧んで小山城に入込み、部将甘利四郎三郎（十七歳）に仕え、笛の妙技を以って寵遇せられ、一夕甘利が甚五郎の膝を枕にして笛を聞く隙に、甘利を害して帰参を許され封を受けた。然るに家康牒者を好まず、且其の不仁を憎む由を聞いて、恥恐れて出奔し、晩年朝鮮に入ったと云う。」と書かれている。家康にはかなり嫌われて朝鮮へ渡ったようである。

また、阿部正勝の家譜によると、阿部正勝が非義の不始末の成敗として、徳川家康の命により佐橋甚五郎を討ち取ったとある。だから、そもそも討ち取られたはずの人物が、朝鮮へ逐電するわけがない。非義といいうのは、信康に仕えていた小姓時代に同僚の刀を盗んだこと、徳川家康の関心を引こうとして小山城で武田の家臣甘利氏の寝首を取ったことである。これによって、徳川家康は佐橋甚五郎を武士の風上にも置けない奴だ、とたいへん嫌っていたことが伺われる。

米山一夫氏は、その著「江戸時代 遠州の凧」の中で、

「幕末になって、書物からも佐橋甚五郎が徳川家康の命によって殺されたことは消し去られ、話は真実から離れていってしまったのではないだろうか」といっており、私もどうやらそれが真実の佐橋甚五郎伝ではないかと思う。佐橋甚五郎が徳川家康の命によってすでに殺されていれば、朝鮮に逐電するということもなく、朝鮮通信使となって現れたという話は、まったく森鷗外のフィクションであるということになる。

小説や映画による「歴史の捏造」ということも耳を傾けなければならない問題で、我々は簡単に騙されやすい。かつて箱根用水史を書かれた裾野市の佐藤隆氏に、そのへんのところを手紙でさとされたのも、ほんのつい最近のことである。大庭源乃丞を神様に仕立てたのは、箱根風雲録という映画だという。それ以来、私はまことしやかな通説というものを、そのまま疑いもなく信じることはやめることにした。

当の森鷗外でさえ、その小説「佐橋甚五郎」の中で、「この話は続武家閑話によつたものである。佐橋家の家譜では、甚五郎ははやく永禄六年一向宗徒に組して討死している。甲子夜話では、慶長十二年の朝鮮の使に混じっていた徳川家の旧臣を、寛又蔵だとしてある。（中略）もし佐橋甚五郎が事について異説を知っている人があるなら、その出典と事跡の大要とを書いて著者のもとに投寄して貰いたい」と、はなはだ心もとないことを書いて文を結んでいるのである。これを

読んでもわかるように、森鷗外は永禄六年に一向宗に組して亡くなった甚五郎は、正しくは父吉実のこと、その子の甚五郎でなかったことに気づいていなかったようだ。佐橋家の甚五郎は決して一人ではないのである。

（六）浜松祭りの凧揚げ

昨年の五月、久しぶりに浜松祭りの凧揚げを見に行つた。アクトシティの裏からシャトルバスに乗って中田島砂丘へ出かけた。交通規制をしているので、会場の砂丘の近くは渋滞。バスを降りて、砂丘に向かう。砂丘は海亀の産卵地でもある。海亀サンクチュアリーの活動家達が募金活動をしていた。それを横目で見て、ザクザクと砂地を歩いて会場へ急ぐ。起床ラッパと笛を子供達がにぎやかに吹いているのに行き交う。楽器の町・浜松にあって、ラッパと笛だけの単調なリズムは、音楽的には優れているとは云えないが、威勢だけはいい。風はあまりない。町内ごとにたくさんの凧が出ている。写真を撮ろうと思って凧揚げに近づくと、突然凧が落ちてくるので大変危険。凧揚げの人物を入れて凧を写真に撮るのはむずかしい。距離があつて画面におさまらないからだ。空に上がった凧と、凧を揚げる人の両者は、どうしても一枚の中にはおさまらない。勇壮に糸を切りあうのは、現在では町内の威信をかけてのこと。それが浜松っ子の気概である。浜松っ子には町内の意氣を示すあの法被姿が、いずこも良く似合うのである。糸を切られて、空に揚がったままの凧もある。お金をかけた凧なのに、どうして回収するのか。松の木に糸が引っかかっていた。バスがなくなると困るので、早めに引き上げる。ところが、バスを待つ列が長々と続く。静岡からやって来た私には、駅へ行く足がバスしかないので、長い列に従うほかはない。ようやくバスに乗れたのは、一時間以上たつてから。その間の長かったこと。浜松駅まで戻ってくるのがたいへんだった。さて、そこで考えた。佐橋甚五郎は今日の凧揚げ祭りを、どこかで見ているだろうか？糸をきられて、砂丘上空に高々と揚がったはぐれ凧が、あの佐橋甚五郎だったのかもしれない。そして、佐橋甚五郎が私に言った。

「もういい加減にして、俺につきまとうな」と。どうやら私は、佐橋甚五郎に嫌われてしまったようだ。

「行列ができる行政相談所」

第16回

所長 役 所 行 蔽

Q 貨物自動車運送事業を経営しています。燃料費の高騰から、利益が激減しています。

A 最近、「燃料サーチャージ制」ということを聞きました。この「燃料サーチャージ制」とはどのような事ですか。

「燃料サーチャージ制」とは、燃料価格が上下した為に生じたコストの差額を通常の運賃とは別立ての運賃として設定するものです。

基準とする燃料価格よりも上昇した場合にはその幅に応じて、「燃料サーチャージ」を設定・増額改定し、下落した場合にはその幅に応じて減額改定し、基準とする燃料価格よりも下がった場合にはこれを廃止します。

この「燃料サーチャージ制」は、新たに設定する運賃制度である為に、設定・変更した場合には30日以内に運輸局への届出が必要となります。

○「燃料サーチャージ制」の必要性

軽油価格の上昇によるコスト増は、現状では運送事業者が負担せざるを得ない状況です。また、運賃の「買いたたき」の是正等、適正な運賃収受のために必要な制度です。

○「燃料サーチャージ制」を導入しない場合

事業改善命令の発動基準に該当するか否かを事情

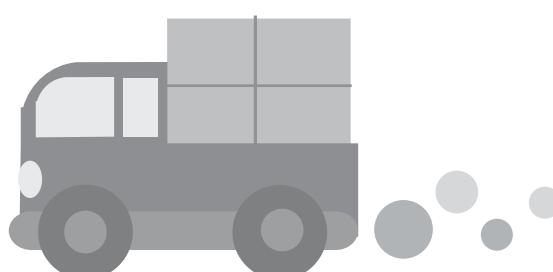
聴取・調査を行ったうえ、「他の運送事業者との間に不当な競争を引き起こす恐れがある場合」については「燃料サーチャージ制」の導入等の適正な運賃への変更命令がなされることがあります。

○荷主に対する効力

運送事業者が「燃料サーチャージ制」を導入せず、「運賃・料金の変更命令」を遵守しない場合、貨物自動車運送事業法第33条の規定による処分を受けることになりますが、それが荷主の指示によって行われている場合には、同法第64条の規定により国土交通大臣から当該荷主に対する「荷主勧告制度」が適用されます。

※「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」と「トラック運送業の燃料サーチャージ算出シート」は、下記のURL（国土交通省）からダウンロードできます。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000004.html





私は、マリア アパレシダ サトウ（仮名）というネイティブ ブラジル人女性です。

1990年に日本人男性 佐藤一郎（仮名）とブラジル本国で結婚しました。その後二人の間には、長女 マルシア ルミ サトウ（仮名）と長男 サトウ イチロウ ジュニオル（仮名）の二人の子供が生まれました。私達家族4人は2003年8月に来日し、暫くは幸せな生活を送っていましたが、夫が肺がんで今年3月に亡くなりました。

突然の出来事で、これからのことを考えると不安な毎日ですが、夫の遺言に従い子供たちに日本国籍を取得させてやるにはどうすればよろしいでしょうか。また私自身の在留資格はどのようになるのでしょうか。



まずは突然のご不幸をお悔み申しあげます。さて第1の質問ですが、出生により外国の国籍を取得した日本国民（重国籍者）で日本国外で生まれたものは、原則として出生の日から3ヶ月以内に国籍留保の届出（戸籍法104条）をしなければ、出生時に遡って日本国籍を喪失する（国籍法12条）となっています。しかし、この国籍留保の届出をしなかったために日本国籍を喪失した者は、法務大臣に対する意思表示（届出）によって日本国籍を再取得することができる（国籍法17条1項）となっています。従ってブラジルで生まれた現在ブラジル国籍のお子さんの場合は、まず国籍法17条1項の届出を行ない、日本国籍を再取得した上で、次に二人共20歳未満なので22歳に達するまでに法務大臣に対し日本の国籍選択を行なって下さい。これにより日本国籍が取得出来ます。

次に第2の質問ですが、ご主人の死亡により、あなたの身分が変更になっているので、現在の「日本人の配偶者等」から「定住者」への在留資格変更許可申請を最寄の入国管理局に行なって下さい。その際ご主人の死亡記載のある戸籍謄本を準備下さい。また提出は義務付けられていませんが「理由書」を添付される和尚良いかと思います。許可されるかどうか心配でしょうが、あなたの場合、理由が死別であり且つ未成年のお子さんの扶養義務がありますので、問題無く許可されると思います。

また、将来、条件が揃ったら「永住許可申請」される事をお勧めします。

ご自分で申請するのが不安な場合、お近くの行政書士にご相談下さい。

